

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第4回島根海区漁業調整委員会が、平成25年3月26日（火）に松江市の松江東急インで開催されました。

委員の出欠状況 欠席→ 2番小川委員 4番林委員 6番金坂委員

以下の議題について諮問・協議等が行われました。また、議事終了後、時事学習としてT P Pの報告を事務局から受けました。

（1）島根海区における漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）

前回（第14期第3回：平成24年12月17日開催）の島根海区漁業調整委員会において協議した漁場計画について、関係機関協議を終了後、漁場計画の事前決定について、知事より本委員会に諮問がされました。

事務局説明のあと、委員からは特に意見がありませんでした。

委員会での審議ののち漁業法第11条第4項の規定により、13時30分から同会場で公聴会を開催しました。

【公聴会】

公述人の出席なし。

意見書による陳述なし。

公述人の出席はなく、書面による意見陳述もなく、13時35分、公聴会を終了しました。

公聴会終了後、委員会を再開し、本委員会として、本件に係わる知事からの諮問に「異議ない」旨答申することを決定しました。

漁場計画の概要は以下のとおりです。

共同漁業権

第一種共同漁業権 →39件

第二種共同漁業権 →34件

第三種共同漁業権 →5件

○新規漁場、廃止漁場なし

○第二種共同漁業権について、操業実態のある大田市のばいかごづけ漁業等を追加、大田市の雑魚小型定置漁業を周年化に変更

定置漁業権 20件

○浜田市にぶり・雑魚定置漁業を新規に計画

区画漁業権

第一種区画漁業権

藻類 →29 件

貝類 →8 件

魚類 →2 件

○松江市美保関にわかめ養殖業、ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業を新規に計画

(2) 中海及び境水道におけるアサリの殻長制限について(協議)

中海及び境水道のあさりの資源保護のため、平成24年4月1日から(島根海区漁業調整委員会指示第23-2号)中海及び境水道における3センチメートル以下のアサリの採捕を禁止しています。その委員会指示が平成25年3月31日をもって期限が満了することとなり、引き続き1年間の延長を協議しました。

協議の結果、引き続き1年間、殻長制限の継続をしていくことが決定されました。

委員から、今後、漁業調整規則による採捕禁止を規定していくべきとの意見があり、その方向で進めていくことが事務局から回答されています。

(3) 出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止について(協議)

昭和50年代前半、出雲市大社町トモ島周辺における漁業と遊漁の紛争に端を発した標記委員会指示については、2年ごとの見直しがされ本日に至っていません。

今回、地元関係者による2年ごとの見直し検討の結果が本海区委員会の下部組織である島根県海面利用協議会に諮られ、協議会会長名で引き続き委員会指示をするよう委員会に建議されました。

審議の結果、6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長があらかじめ承認した者を除き、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として1,500メートルの線によって囲まれる海域(一部を除く)において漁業者及び遊漁者が船舶を錨止めして行う釣りを禁止する内容の島根海区漁業調整委員会指示を継続して発令することになりました。

(4) 島根県小型底びき網漁業(機船手繰網漁業)包括的資源回復計画の評価・総括について(報告)

平成23年度に導入された資源管理・漁業所得補償対策における資源管理指針及び資源管理計画へと引き継がれた「資源回復計画に基づく資源管理(平成14年度に開始)」は平成23年度末で終了しています。このたび、水産庁資源管理部から、平成23年度終了時における各資源回復計画の達成状況を取りまとめるよう通知がありました。

島根県で該当する資源回復計画は「島根県小型底びき網漁業(機船手繰網漁業)資源回復計画(平成19年度)」があります。事務局より同資源回復計画の評価・総括が本委員会で報告されました。

報告内容の概要は以下のとおりです。

- 減船等の漁獲努力量の削減措置や資源の積極的培養等により1経営体あたり1日あたりの平均漁獲数量は増加傾向にある。
- 今後も引き続き漁獲努力量の削減措置を講じることが肝要である。

**(5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（とらふぐはえ縄漁業の制限）
について（報告）**

山口県と島根県の県境N線以西の海域において、トラフグを目的とした延縄の制限をする広域漁業調整委員会指示について、県から報告がされました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950